

法令違反を未然に防ぐために・・・

社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

内部通報・相談窓口

コンプライアンス・ホットラインを設置しています

この窓口は「ハラスメント相談窓口」を兼ねています。

内部通報・相談の方法

* 法人事務局窓口

- ✍ 電子メール hot-line@kfj.or.jp あて、お送りください。
 - ✍ 郵 送 郵送先：〒213-0032 川崎市高津区久地3-13-1
川崎市社会福祉事業団「コンプライアンス・ホットライン」
 - ✍ 電 話 法人事務局 044-829-1829 (内部通報担当者宛)
 - ✍ 面 接 法人事務局内部通報担当へご連絡ください。
日程調整を行いますので、お名前・施設名・連絡先をお伺いします。
- * 受付時間 平日 8:30~17:00 (年末年始、祝祭日は除く)

* 外部通報窓口

- ✍ 担 当 者 紀尾井町法律事務所 弁護士 飯 島 康 央
- ✍ 電子メール iijima@kioicho-law.jp あて、お送りください。
- ✍ 郵 送 郵送先：〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
中労基ビル3階 紀尾井町法律事務所
「川崎市社会福祉事業団コンプライアンス・ホットライン」
- ✍ 電 話 03-3265-6071
- ✍ F A X 03-3265-6076 (外部通報窓口のみ FAX で受付可)
受付時間：平日 10:00~18:00
(年末年始 12/29~1/4・祝祭日は除く)
- ✍ 面 接 法人事務局担当者宛までご連絡ください。
日程調整を行いますので、お名前・施設名・連絡先をお伺いします。

* 電子メールや郵送、FAX (外部のみ) での通報・相談の場合は、別紙「受付票」を使用し、必要事項をご記入の上、お送りください。また、「受付票」は法人HP (<http://kfj.or.jp>) の TOP ページ「新着情報」よりダウンロード可能です。



内部通報・相談に関するQ & A

Q 1 内部通報・相談ができる人は誰ですか？

A 事業団職員（正規職員・契約職員）及び1年以内の退職者、派遣契約に基づく派遣社員及び派遣終了から1年以内の元派遣社員、役員、委託契約に基づく委託業者社員及び1年前まで従事していた委託業者社員や退職者からの通報・相談を受け付けます。

Q 2 匿名でも通報・相談できますか？

A できます。ただし、匿名の場合、事実関係の調査が十分に行えない可能性があり、調査結果等の通知ができません。

Q 3 どんな行為が通報できますか？

A 事業団が実施する事業及び事務に係る行為であって、以下の項目に該当するもの

- ① 法令（条例、各種基準、事業団各種規程等を含む。）に違反する行為又は違反するおそれのある行為の事実
- ② 利用者等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対し重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実
- ③ 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実

Q 4 通報するにあたって注意することは何ですか？

A 内部通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与え、又は誹謗中傷を行う目的、業務の遂行を妨げる目的その他の不正の目的で行うことはできません。又、私生活上の問題及び異動、処分等人事上の不平不満の解消のみを求めるものについて、行うことはできません。

Q 5 通報した場合に通報したことが漏れる心配はありませんか？

A 秘密の保持が要綱に規定されおり、通報内容はごく限られた者しか知りえないことです。また通報者の秘密保持に最大限の配慮をします。

令和5年12月1日付け

